

# 持続化給付金の申請サポートを 商工会でも行います！(要予約)

国が実施している「持続化給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるよう独自のサポート窓口を開設します。

感染拡大防止のため予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお問い合わせください。

日 時 7月1日(水)～7月31日(金) 9:00～16:00の内1時間  
場 所 北本市商工会館(北本市宮内7-148)  
申込方法 電話(048-591-4461)にて日時予約の受付を致します。1事業者につき1時間の予約を限度とさせていただきます。

## 【給付の対象となる方】

- ①2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思がある方
- ②2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方

## 【お願い】

申請をスムーズに行うため、「申請補助シート」にご記入の上、以下の書類を持参の上、来会ください。「申請補助シート」は持続化給付金ホームページ内にご覧いただけます。

- ①-1<全ての方>確定申告書第一表(別表一)(1枚)…税務署の「收受印」が必要です。  
※「收受印」が無い場合は、e-Taxの「受信通知」又は「納税証明書(その2所得金額用)」をご用意ください。

①-2<個人事業主(青色申告)の方>所得税青色申告決算書(1ページ目と2ページ目)

①-2<中小法人等>法人事業概況説明書(表面と裏面)

②2020年分の対象とする月の売上台帳等

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

③通帳(申請者名義の口座)

④<個人事業主の方のみ>本人確認書類(運転免許証(運転経歴証明書)等)

○感染拡大防止のため、事前の検温や手指の消毒、マスクの着用をお願いします。

○国民全員に一律10万円を支給する「特別定額給付金」とは異なります。「特別定額給付金」については、北本市役所(048-590-6455)にお問い合わせください。